

## 一般不妊治療費を助成します

令和5年度（2023年度）から助成の上限額を夫婦1組につき、累計4万円に変更することとなりました。令和5年（2023年）3月31日までに一般不妊治療（人工授精）治療が終了する方は令和5年3月31日までに窓口へ領収書等を提出してください。

不妊治療のうち、人工授精（以下「一般不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額のため、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成します。

### 1. 対象となる費用は・・・

対象となる費用は、令和4年4月以降に医療機関で受診した保険適用の対象となる一般不妊治療。ただし、令和4年3月以前に治療を開始し、令和4年度に治療が終了したものに限り、保険外診療である一般不妊治療も対象とします。

※ただし、文書料、個室料、食事代等直接治療に関係のない費用は含みません。

### 2. 助成対象者は・・・

次の①～④全てに該当する方が対象です。

- ① 医療機関において不妊症と医師に診断された夫婦。  
※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦を含む。
- ② 治療開始の初日における妻（パートナー）の年齢が41歳未満である夫婦。
- ③ 夫又は妻（パートナー）のどちらかが熊本市の住民基本台帳に記載されている夫婦。

### 3. 助成金の額は・・・

助成する額：助成額は、夫婦1組につき、累計5万円までとなります。

※令和4年（2022年）4月1日から、人工授精等の「一般不妊治療」が保険適用されたことに伴い、令和5年度（2023年度）から助成の上限額を夫婦1組につき、累計4万円に変更することとなりました。令和5年（2023年）3月31日までに一般不妊治療（人工授精）治療が終了する方は令和5年3月31日までに窓口へ領収書等を提出してください。

### 4. 申請の時期及び場所は・・・

申請は、原則一般不妊治療を受けた日の属する月の初日から起算して1年以内までに、下記の区役所保健子ども課で行ってください。

### 5. 申請に必要なものは・・・

提出物	法律婚の場合	事実婚の場合
一般不妊治療費助成事業申請書	○	○
一般不妊治療費助成事業受診等証明書	○	○
医療機関からの領収書原本（医療費控除の手続きに必要な方はコピーしてお返しいたします）	○	○
通帳またはキャッシュカード（申請者名義のもの）	○	○
戸籍全部事項証明（発行後3か月以内）	○（熊本市で初めて申請、又はご夫婦の住所が異なる場合）	○（治療当事者両人のもの）
事実婚関係に関する申立書	×	○

### 6. 受付場所（お住まいの区に関わらず、どの窓口でも申請できます。）

受付窓口	住 所	電話番号
中央区役所 保健子ども課	中央区手取本町1-1	096-328-2419
東区役所 保健子ども課	東区東本町16-30	096-367-9134
西区役所 保健子ども課	西区小島2丁目7-1	096-329-1147
南区役所 保健子ども課	南区富合町清藤405-3	096-357-4138
北区役所 保健子ども課	北区植木町岩野238-1	096-272-1128

《お問い合わせ》上記の各区役所保健子ども課または子ども政策課（096-328-2156）へ